

所属長	係 長	照 査	作 成

産業廃棄物処理委託
(浄水場他)

仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

建設リサイクル法	
☐ 適 用	☒ 適用外

1 総則

(1) 疑義

本仕様書、費用内訳書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- ア 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。
- イ 各種の試験及び検査に必要な費用。
- ウ 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。
- エ 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。
- オ その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- ア 受注者が発注者の指示に従わないとき。
- イ 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
- ウ その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立を証明する書類を提出しなければならない。

(9) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（午後 0 時から午後 1 時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

(10) 保護養生

受注者は、作業の履行に当たり、既施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるときは、適切な保護養生を行わなければならない。

(11) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

ア 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

イ 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

ウ 作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

エ 発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。

(12) 環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正建設省経機発第 58 号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(13) 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(14) 測定

ア 受注者は、仕様書等に従い測定を行うときは、校正有効期限内の測定機器を用い、測定機器名、測定者、校正有効期限及び測定を行った日付等を併せて報告しなければならない。

イ 受注者は、測定機器について国家標準につながる校正を行ったことを示す証明書を報告書に添付しなければならない。

(15) 材料の規格

使用材料は、全て、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）などに適合しなければならない。また、JIS 相当品など同等又はこれより適格な材質のものがあれば局職員の承諾を得て、使用することができる。

(16) 契約不適合責任

ア 完成検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、整備目的物に欠陥・不備が発見されたときは、発注者が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。

なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。

イ 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

(17) 資材・労務等の調達

本作業に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めなければならない。

2 作業の概要

本作業は、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）水道部の事業所等（蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場、疏水事務所及び施設管理事務所並びに技術監理室水質管理センター水質第1課、以下「事業所等」という。）に収集した産業廃棄物を、発注者が別途契約する収集運搬業者（以下「運搬業者」という。）が運搬し、それを受注者が適正に処理を行うものである。ただし、ペットボトル、缶及びビンはそれぞれ廃プラスチック類、金属くず及びガラスくずとして処分する。

なお、作業に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守のうえ、行うものとする。

3 産業廃棄物発生場所

蹴上浄水場 他

作業場所詳細一覧

京都市東山区栗田口華頂町3番地	蹴上浄水場
京都市左京区松ヶ崎中海道町9番地	松ヶ崎浄水場
京都市山科区勧修寺丸山町1番地	新山科浄水場
京都市左京区聖護院蓮華蔵町35番地	疏水事務所
京都市西京区大枝東長町3番地61	施設管理事務所
京都市東山区栗田口華頂町3番地	技術監理室水質管理センター水質第1課

4 完成期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 予定数量

年間の予定数量は以下のとおりとする。ただし、この数量は変動することがある。

産業廃棄物	年間予定数量
廃プラスチック類	2,600kg
金属くず	600kg
ガラスくず	1,300kg

6 契約方法

本契約は、単価契約とする。

7 提出書類

様式は別に定めのある場合を除き原則として京都市上下水道局のウェブサイトに掲載されている様式を使用すること。また、様式の読替え等については監督員の指示に従うこと。

(1) 作業着手前

- | | |
|---|-----|
| ア 現場代理人通知書・変更通知書 | 1 部 |
| イ 経歴書 | 1 部 |
| ウ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
(廃プラスチック類、金属くず及びガラスくずに関するもの) | 1 部 |
| エ 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し又はそれに代わるもの | 1 部 |

(2) 作業完成后

- | | |
|------------------|-----|
| ア 完成通知書 | 2 部 |
| イ 産業廃棄物処理報告書（別紙） | 1 部 |
| ウ 請求書 | 1 部 |
| エ その他必要書類等 | 1 部 |

8 作業内容

(1) 搬入方法

発注者の事業所等から排出される産業廃棄物の搬入については、発注者が別途契約する運搬業者が、行うものとする。

(2) 処理方法

受注者は、(1) により搬入される産業廃棄物を種類毎に計量し、適正に処理すること。

9 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受注者は、本作業を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受注者は、発注者との連絡調整及び作業従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任し現場代理人通知書（経歴書添付）を提出のうえ、発注者の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更するときは、事前に発注者へ届け出ること。
- (3) 7 提出書類 (1) 作業着手前 ウの許可証は京都市長の許可証であること。
- (4) 受注者への産業廃棄物の搬入は、原則として 4 完成期限に定める期間の毎週金曜日とし、搬入日の変更については、運搬業者と協議すること。
- (5) 産業廃棄物処理の結果を別紙の報告書にとりまとめ、発注者に提出すること。
なお、本作業において発生する産業廃棄物の換算重量は、次のとおりとする。

産業廃棄物	換算重量
廃プラスチック類	2. 25kg／450袋
金属くず	3. 60kg／450袋
ガラスくず	16. 20kg／450袋

10 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用

受注者は、産業廃棄物の処理の際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を運用しなければならない。運用に当たっては原則として電子マニフェストとする。

なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用は協議のうえ、変更することができる。

紙マニフェストの場合、処分終了時の発注者（排出事業者）への報告は、マニフェストの返送をもってこれに代えることとする。

報告内容に疑義がある場合、発注者（排出事業者）から受注者へ確認を行うことがある。

11 雑則

(1) 受注者は、仕様書等に疑義がある場合、入札前に説明を受けること。

(2) 受注者は、作業の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。また、履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

(3) 受注者は、委託契約書に基づき契約を解除した場合であっても、契約解除時点において、マニフェストを発行済みの廃棄物に関しては、処分を完了させなければならない。

(4) 本仕様書に記載の事項に変更があった場合、発注者から現場代理人に文書にて伝達する。